令和８年度学校体育実技指導協力者派遣事業（武道）実施要項

静岡県教育委員会

１　趣旨

スポーツ庁の令和の日本型学校体育構築支援事業の委託を受け、静岡県教育委員会が公立中学校及び特別支援学校中等部に対して、実技指導協力者（以下「協力者」という。）を計画的に派遣し、教員の資質向上と武道指導の充実を図る。

また、特色ある武道指導の実践を進める趣旨から、地域や学校の実態に応じ、実技指導協力者派遣を行う学校に対し、相撲・弓道・空手道・少林寺拳法・合気道・なぎなた・銃剣道の講師を派遣し、普及・啓発が図られるよう努める。

２　事業

⑴ 概要

県内公立中学校及び特別支援学校中等部に対して、各武道団体等が推薦する協力者の派遣について意向調査を行い、各団体等と協議の上、実践校への派遣を決定する。

ア　実技指導協力者派遣

剣道・相撲の協力者が保健体育の授業における実技指導を補完することにより、教員の指導力向上等を図る。

また、協力者を派遣した学校において、単元の最後又は途中に相撲・弓道・空手道・少林寺拳法・合気道・なぎなた・銃剣道のうち１種目以上を選択し、各団体と協議の上、体験授業を実施する。（相撲の体験授業は、単元の授業として相撲を選択していない場合のみとする。また、他にもう１種目以上の選択が必須。）

加えて、指導講習会という形で、単元指導を受けた種目について、教員が協力者から授業での指導ポイントや安全上の配慮事項などのアドバイスを受ける機会を設定することができる。

イ　体験授業

相撲・弓道・空手道・少林寺拳法・合気道・なぎなた・銃剣道について、実際に体験する１時間の授業として機会を設ける。（相撲の体験授業は、単元の授業として相撲を選択していない場合のみとする。また、他にもう１種目以上の選択が必須。）

⑵ 派遣の条件

ア　実技指導協力者派遣

⑺ １回の指導時間は１単位時間（50分程度）とし、１日２単位時間を原則とする。

⑴ １校の指導時間の上限は、20単位時間（10回の派遣）を原則とするが、必要に応じて静岡県教育委員会が中学校、競技団体と協議し、調整する。

⑼ １単位時間に指導する生徒は、40人以内を原則とする。

⑵ 剣道・相撲のいずれかの実技指導協力者派遣を実施するとともに、相撲・弓道・空手道・少林寺拳法・合気道・なぎなた・銃剣道のいずれかのうちから１種目以上を選択し、派遣事業の最後又は途中に体験授業を１時間～２時間程度実施することとし、調整は静岡県教育委員会が行う。

⑶ 指導講習会は、１単位時間程度とし、近隣校の教員も参加可能とする。なお、参加者の旅費については、各校で負担する。

イ　体験授業

相撲・弓道・空手道・少林寺拳法・合気道・なぎなた・銃剣道の体験授業は１～２単位時間とする。

(3) 実施期間

令和８年10月５日（月）から令和９年１月27日（水）までを原則とする。

※実施期間前後の実施を希望する場合は、静岡県教育委員会と相談し、調整する。

(4) 申し込み

ア　中学校

令和８年８月５日付け、教健第387号の通知「学校体育実技指導協力者派遣（武道）意向調査」にて、希望する学校は、「派遣申込書」を県教育委員会に提出する。（市町（組合）立中学校は、各市町教育委員会を経由して提出する。）

イ　市町教育委員会

各中学校から提出された「派遣申込書」をとりまとめ、静岡県教育委員会 健康体育課 学校体育班に提出する。

3　経費

本事業に係る協力者への謝金及び旅費については、静岡県教育委員会が負担する。

(1) 支給額

ア　報償費

実技指導協力者派遣事業、体験授業は、１単位時間当たり2,000円とする。

イ　旅　費

旅費は、静岡県職員の旅費に関する条例・規則等に基づき、自宅から学校までの額を支給する。

(2) 源泉徴収税額

報償費について所得税を控除する。

(3) 支払期日及び支払方法

報償費及び旅費は、当月分を翌月の末日までに、本人指定口座に振り込む。

(4) 支給に係る事務手続

協力者は、「口座振込依頼書」「旅行経路補助表」を 静岡県教育委員会 健康体育課 学校体育班 に提出する。

4　その他

本事業に関わる協力者の保険については、「スポーツ安全保険」に加入することとし、加入に必要な手続き及び費用の負担は、健康体育課で行う。

〒420-8601
静岡市葵区追手町９番６号
静岡県教育委員会　健康体育課　学校体育班
電話番号　054-221-3174